省　令

○環境省令第十六号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）の施行に伴い、及び下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四十条第二項の規定に基づき、下水道法第四十条第二項の規定により地方環境事務所長に委任する権限を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年六月四日

環境大臣　細野　豪志

下水道法第四十条第二項の規定により地方環境事務所長に委任する権限を定める省令の一部を改正する省令

下水道法第四十条第二項の規定により地方環境事務所長に委任する権限を定める省令（平成十七年環境省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

本則中「第三号」を「第五号」に改め、本則第三号を本則第五号とし、本則第二号中「法第二十五条の三第三項（同条第四項」を「法第二十五条の三第四項（同条第七項」に改め、同号を本則第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　法第二十五条の三第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受理すること。

本則第一号中「法第四条第二項」を「法第四条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二　法第四条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受理すること。

附則第二項中「第一号及び第二号」を「第一号から第四号まで」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（環境大臣がした行為等に関する経過措置）

2　この省令の施行前に環境大臣が下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第三項及び第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）又は下水道法第二十五条の三第四項及び第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定によりした行為は、相当の地方環境事務所長がした行為とみなし、この省令の施行前に当該規定により環境大臣に対してした行為は、相当の地方環境事務所長に対してした行為とみなす。

（地方環境事務所組織規則の一部改正）

3　地方環境事務所組織規則（平成十七年環境省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第十七号中「意見」の下に「及び通知の受理」を加える。